広島大学教職員組合執行委員長

難 波 博 孝 様

広島大学理事(財務・総務担当) 松ケ迫 和 峰

学術院とユニットに関する要求について (回答)

2016(平成28)年3月1日付けで要求のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

### 要求事項

1. 学術院に関する規則の公開と周知を要求します。

## (回答)

学術院の設置を定めた広島大学学則の一部改正及び学術院規則の新規制定については、平成28年2月23日開催の役員会において審議され、同日付けでの改正及び制定し平成28年4月1日から施行することが承認されました。

この規則改正等の内容については、平成28年3月4日付けで貴組合へ送付しましたが、学内へは、平成28年3月2日付けで全学情報共有基盤システム「いろは」の「お知らせ」内に「規則制定等について」により掲載し、周知しております。

### 要求事項

2. 学術院創設後の大学教員の個人評価について、いつ、どこで、誰が、何にもとづいて、どのように行うのか、これらのことを示すことを要求します。

### (回答)

教員の個人評価は、現在のところ、配属された主たる教育研究組織で行うこととしており、 部局等において定められている評価基準に基づき行うこととなります。

なお, 学術院創設により, 将来的には, 学術院・ユニットでの個人評価について, 検討が必要と考えます。

### 要求事項

3. 学術院への配置換の後,主たる配属先の変更(実質的変更を含む)については該当教員の同意を得ることを要求します。

#### (回答)

主たる配属先の変更は、「配置換」にあたりますので、該当教員の同意を得て行うこととなります。なお、「実質的変更」にあたる事項について、具体的な説明をお願いします。

## 要求事項

4. 大学教員との個別合意事項に関する変更については、該当教員の同意を得ることを要求します。

# (回答)

本要求の意図及び内容について、具体的な説明をお願いします。

# 要求事項

5. ユニットグルーピングの変更に関する手続き及び決裁方法を文書化し、周知することを要求します。

## (回答)

ユニットの変更については、研究分野の転換等の理由がある場合に教員の申し出により認められることとされております。その手続きについては、今後、検討の上、学内周知する予定です。